

令和 7 年度宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内に存在する文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）で指定又は登録された文化財（以下「国指定文化財」という。）、熊本県文化財保護条例（昭和 5 1 年熊本県条例第 4 8 号）で指定された文化財（以下「県指定文化財」という。）及び宇城市文化財保護条例（平成 1 7 年宇城市条例第 1 0 6 号）で指定された文化財（以下「市指定文化財」という。）の管理、修理、復旧その他文化財の保存及び活用に要する経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で宇城市文化財保存事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇城市補助金等交付規則（平成 1 7 年宇城市規則第 4 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象事業に係る補助金の交付の対象となる者は、国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財及び国登録文化財（以下「文化財」という。）を所有し、若しくは保持し、又は管理するもの（国及び地方公共団体を除く。）であって、その所有若しくは保持又は管理に係る文化財について補助対象事業を実施するもの（実施する補助対象事業について、市長又は宇城市教育委員会から補助等を受けていないものに限る。）とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費（食糧費を除く。）
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 工事費
- (9) 原材料費

(交付申請期限)

第 5 条 規則第 5 条第 1 項の申請書及び規則第 5 条第 2 項に規定する添付書類の提出期限は、令和 7 年 6 月 3 0 日とする。ただし、緊急を要する修理及び市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(補助対象事業の内容等の変更)

第6条 規則第9条第1項の別に定める変更事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業費の増額（補助金額の増に係るもの）
- (2) 補助事業の内容の変更（補助事業の目的等に及ぼす影響が軽微であると認められるものを除く。）

2 規則第9条第1項の変更交付申請書は、宇城市文化財保存事業実施変更交付申請書（様式第1号）によるものとし、事業変更計画書（様式第2号）及び収支変更予算書（様式第3号）を添えて市長に提出するものとする。

3 補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、宇城市文化財保存事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第10条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から30日を経過する日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第15条に規定する実績報告書及び添付書類の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月19日のいずれか早い日とする。

2 規則第6条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第15条に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 実施日及び作業者の分かる書類
- (2) 実施前後及び実施中の写真
- (3) 補助金対象経費に係る領収書
- (4) 契約期間及び契約金額が分かる書類（補助金対象事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせたときのみ）

(補助金の額の確定)

第9条 規則第16条の規定による補助金の額の確定の通知は、宇城市文化財保存事業費補助金確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第18条第1項の請求書は、宇城市文化財保存事業費補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。

(証拠書類の保管)

第11条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、5年間とする。
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

	補助対象事業	事業内容	補助金の額
1	修理、整備、保存等に関する事業	(1) 修理 文化財の破損箇所を直すこと。 (2) 整備 便益施設等の設置 (3) 保存 耐震診断等 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの	補助対象経費の2分の1に相当する額（その額が50万円を超えるときは、50万円）
2	維持管理及び活用に関する事業	(1) 維持管理 環境維持のための草刈、消毒、枝・樹木伐採、燻蒸等 (2) 活用 文化財の公開、情報の発信等 (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの	補助対象経費の2分の1に相当する額（その額が20万円を超えるときは、20万円）

備考

- この表に基づいて算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- この表の第1項により算出した事業費総額が25,000円に満たないときは、補助金の交付はしない。
- この表の第2項により算出した事業費総額が5,000円に満たないときは、補助金の交付はしない。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

宇城市長 様

申請者 住 所
氏 名

宇城市文化財保存事業実施変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました宇城市文化財保存事業費補助金について、下記のとおり変更したいので宇城市補助金等交付規則第 9 条第 1 項及び令和 7 年度宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 文化財の名称

2 補助金変更交付申請額 円
(うち前回までの申請額 円)

3 計画変更の理由

4 添付書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 収支変更予算書

様式第2号(第6条関係)

事業変更計画書

1 変更の目的

2 事業の内容及び経費の配分

区 分	明 細	金 額
		円

3 その他参考事項

様式第 3 号(第 6 条関係)

収 支 変 更 予 算 書

収 入

種 別	当初 予算額	変更 予算額	比較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

支 出

種 別	当初 予算額	変更 予算額	比較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

様式第 4 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

補助事業者
住 所
氏 名

宇城市長



宇城市文化財保存事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました宇城市文化財保存事業の計画変更については、宇城市補助金等交付規則第 9 条第 2 項及び令和 7 年度宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により交付決定額を下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 文化財の名称
- 2 前回交付決定額 円
- 3 変更交付決定額 円

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者
住 所
氏 名

宇城市長 印

宇城市文化財保存事業費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました宇城市
文化財保存事業費補助金については、下記のとおりその額を確定しましたの
で通知します。

記

- 1 文化財の名称
- 2 交付確定額 円
- 3 交付決定額 円

年 月 日

宇城市長 様

宇城市文化財保存事業費補助金交付請求書

記

請求額 円

金融機関（※ゆうちょ銀行を除く）										フリガナ		
金融機関名				支店名等								
普・当	番 号									口 名		座 義
ゆうちょ銀行												
記 号 ※6桁目が ある場合								—	※			
番 号												